

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、次のとおり松林俊治の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

令和3年1月22日

山口県監査委員	二木健治
同	石丸典子
同	小田正幸
同	木村進

第1 監査の請求

山口市吉敷中東一丁目9番11号 松林俊治から次のとおり監査の請求があった。

山口県職員に関する措置請求の要旨

山口県知事 村岡嗣政氏（以下「知事」という。）は、2020年（令和2年）8月20日に貴賓車としてトヨタセンチュリー1台を20,900,000円で購入したが、今回の貴賓車の購入は、次の理由により不当な支出であるため、知事に対し、支出した金額20,900,000円を山口県に返還するよう求める。

- 1 宮内庁は、皇族の地方訪問の際、都道府県に皇族が乗る車両を用意するよう求めているため、高級な貴賓車を購入する必要性はそもそもない。また、従来から貴賓車として保有するセンチュリーを、貴賓車として使用したのは、直近の3年間で13日しかなく、うち皇族が使用したのは2日間だけであり、実態は「議長車」「副議長車」となっている。さらに、今回、3台あったセンチュリーを2台廃車し、新車を1台購入したことにより貴賓車が1台から2台に増えたことは、県民は理解も納得もしがたい事態である。
- 2 山口県では財源不足が続いており、公共施設の命名権の募集や公用車への広告主の募集を行うなどの歳入増の努力をしている最中での贅沢な貴賓車の購入は矛盾しており、地方自治法の定める「最少の経費で最大の効果」を挙げていない。そのうえ、新型コロナウイルス禍の下で、県民の血税を使ってやるべき施策が山ほどある中で、必要のない貴賓車に20,900,000円もの血税を使う今回の支出は県民の理解を得られるものではない。
- 3 貴賓車の購入に係る予算については、今年2月の予算議会では、代表質問、一般質問及び常任委員会でも取り上げておらず、予算説明書には、物品管理費57,204千円の内訳として「備品購入費24,963千円」との記述があるのみで、これでは説明したとは言えない。

い。県民の誰もが見て分かる予算書・予算説明書に改善し、県議会で議論できるようにすべきである。

- 4 2020年(令和2年)10月27日の記者会見において、知事は今回の貴賓車の購入について「県民に対する事業ではなく、内部経費。担当課が検討したと思う。」「他車種との検討など精査が必要だった。」と発言しているが、これは、知事として適切な内部統制を欠いている。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

令 2 山 監 査 第 8 8 号

令和3年(2021年)1月22日

松 林 俊 治 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について (通知)

令和2年11月26日に請求のありましたこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第5項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備していると認め、令和2年12月3日に請求を受理した。

2 要件審査

(1) 損害額の特定について

請求の要旨において、請求人は「今回の貴賓車の購入は不当な支出であるため、知事に対し、支出した金額20,900,000円を山口県に返還するよう求める。」と記載し、購入金額が20,900,000円の物品売買契約書等の写しを、事実を証明する書類として提出したのみであり、具体的にどのような損害が生じているかが不明であることから、陳述・監査の過程において明らかにすることとした。

3 監査の実施

(1) 陳述の要旨

請求人に対し、自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年12月10日に証拠

の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から陳述が行われた。併せて、新たな事実を証する書面の提出があった。

陳述の要旨は次のとおりである。

ア 貴賓車の必要性について

(ア) 山口県が貴賓車を所有する必要性はそもそもない。宮内庁によると、皇族の地方訪問の際、都道府県に皇族が乗る車両を用意するよう求めておらず、また、天皇、皇后、上皇、上皇后、皇嗣は、地方への行幸啓であっても東京から御料車を運んで乗り、皇嗣妃以下のお成りの場合では、相手の用意した車に乗るが、車種の希望は伝えていない。県はそれを認識しながら、他の支出との比較検討もせずに最高級車を購入している。

(イ) 令和2年10月5日時点でも皇族や海外からの賓客といった貴賓を乗せる予定もなく、また、保有する貴賓車2台について、議会事務局から物品管理課長へ提出された「集中管理自動車使用申込書」により令和2年4月1日から令和3年3月31日までの来賓用務に使用する場合を除く期間、議長、副議長が使用したいとしており、1年間のほとんどを県議会の議長、副議長が使用するようになっていたことから貴賓のための車ではなく、議長、副議長のためのものである。

(ウ) 昨年、県が保有していた3台のセンチュリーのうち、2台は議長車、副議長車として議会事務局が管理し、物品管理課が管理する貴賓車は1台しかなかったのに、貴賓のためと言いながら議長のために新たに買い替え、必要のない貴賓車を1台から2台に増やしている。これらのことは県民として看過できることではない。

イ 貴賓車の購入について

(ア) 山口県では財源不足が続いており、歳入増の努力をしている中での贅沢な貴賓車の購入は矛盾した行為である。また、新型コロナウイルス禍の下で、医療機関と医療従事者への財政支援等県民の血税を使ってやるべき施策が山ほどある中で、貴賓車に2,090万円もの血税を使う今回の支出に、県民の理解は得られない。現に、令和2年11月21日までに県に寄せられた抗議の電話やメールは212件で、肯定的な意見はわずか13件であった。

(イ) 今回の貴賓車の購入は、自治法第1条の2、同法第2条第14項で定める住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げるものがない、大きな無駄遣

いである。

ウ 貴賓車の購入に係る予算の説明について

(ア) 貴賓車の購入に係る予算については、予算議会である令和2年2月定例県議会の代表質問、一般質問及び常任委員会でも全く取り上げられておらず、一切議論されずに可決され、令和2年11月定例県議会ですら問題として取り上げられたことに、県政のチェック機関である県議会は大いに恥すべきである。

(イ) 当該予算に係る予算説明書には、物品管理費 57,204 千円の内訳として「備品購入費 24,963 千円」と記述されているのみで、何を購入するのかの説明になっておらず、議会でのチェックが働かず、議論のしようもなかったと思われ、知事が県議会にも県民にも説明する意思がなかったと言われても仕方がないものである。こうしたことを繰り返さないためには、県民の誰が見てもわかる予算書・予算説明書に改善し、県議会のチェックが充分に行われ、活発な議論ができるようにすべきである。

エ 知事の内部統制について

(ア) 自治法第 148 条は「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と定めている。令和2年10月27日の記者会見において、知事は今回の貴賓車の購入について、「8月の納品まで詳細を知らなかった。」と答えているが、昨年12月から始まった購入の経過を見れば、知らないのは不自然である。また、「県民に対する事業費ではなく、内部経費。担当課が検討したと思う。」「他車種との検討など精査が必要だった。」と発言し、貴賓車購入の責任を部下に押し付けた。これは、知事としての適切な内部統制を欠く職務怠慢である。

(イ) 平成21年2月定例県議会で、当時の会計管理局長が「黒塗り等の公用車を含め、時代の変化に対応し必要な見直しを検討していく。」と答弁し、知事は今回、「精査が必要だった。」と反省の弁を述べたにもかかわらず、この11月定例県議会では、会計管理局長が「次回から見直す。」と平成21年と同様の答弁で幕引きすることは許されない。

(2) 監査請求の趣旨

監査に当たっては、請求書に記載された事項及び事実証明並びに請求人が陳述した内容に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

ア 貴賓車の必要性について

山口県が貴賓車を所有する必要性はそもそもない。宮内庁は、皇族の地方訪問の際に皇族が乗る車両の用意を都道府県に求めているとはおらず、また、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間に、従来から保有する貴賓車を貴賓車として使用したのは 13 日間で、このうち皇族が使用したのは 2 日間だけである。さらに、令和 2 年 10 月 5 日時点において、当面、皇族や海外の賓客が来県する予定もなく、貴賓車は、専ら議長車、副議長車として使用されている。

このように必要性のない貴賓車を、このたび、新車を 1 台購入し、1 台から 2 台に増やしていることは、県民には理解も納得もしがたい事態である。

イ 貴賓車の購入について

山口県では財源不足が続く、公共施設の命名者の募集や公用車への広告主の募集を行うなどの歳入増の努力をしている中での高級な貴賓車の購入は、自治法第 2 条第 14 項の「最少の経費で最大の効果」を挙げられない矛盾した行為である。

また、新型コロナウイルス禍の下で、県は感染症対策や医療機関の支援等、県民の血税を使ってやるべき施策が山ほどある中で、必要のない貴賓車を購入したことは県民の理解を得られるものではない。

ウ 貴賓車の購入に係る予算の説明について

貴賓車の購入について、県政のチェック機関である県議会において議論されるべきであるにも関わらず、当初予算案が上程された令和 2 年 2 月定例県議会において、代表質問、一般質問及び常任委員会で取り上げられていない。

また、県の予算説明書の中で、この貴賓車の購入についての説明は、物品管理費の内訳として「備品購入費 24,963 千円」と記述があるのみで、これでは議会で議論のしようもなく、知事が、県議会にも県民にも説明する意思がないと考えられる。

県民の誰が見ても分かる予算書・予算説明書に改善し、県議会でも議論できるようにすべきである。

エ 知事の内部統制について

知事は今回の貴賓車の購入について、令和 2 年 10 月 27 日の定例記者会見で「県民に対する事業ではなく、内部経費。担当課が検討したと思う。」や「他車種との検討など精査が必要だった。」と発言しており、これは、知事として自治法第 148 条が定める「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこ

れを執行する。」に基づく、適切な内部統制を欠いていると考える。

以上の理由により、今回知事が貴賓車センチュリーを購入したのは不当であり、県に損害を与えたため、知事は、購入のために支出した 2,090 万円を県に対して賠償するよう求める。

(3) 監査の対象事項

監査請求の趣旨を前述のように解し、監査の対象事項を次の項目とした。

ア 貴賓車の必要性について

貴賓車を保有し、また、貴賓車を 1 台から 2 台に増やしていることが不当と認められるか。

イ 貴賓車の購入について

センチュリーを購入したことが不当と認められるか。

ウ 貴賓車の購入に係る予算の説明について

貴賓車の購入に係る予算説明書の記載は不当と認められるか。

エ 知事の内部統制について

貴賓車の購入に関して、知事が内部統制を欠いていると認められるか。

(4) 監査の実施

当該事業を所管する山口県会計管理局物品管理課を対象にして監査を実施するとともに、総務部財政課及び議会事務局に調査を行い、その結果、確認された事実及び請求に対する県の主張は、次のとおりである。

ア 貴賓車の必要性について

(ア) 確認された事実

a 購入車両の概要について

年式：令和 2 年

車種名：トヨタセンチュリー（型式：6AA-UW60-AEXGH）

排気量：4,968cc

車両本体価格：19,942,880 円（値引後、税込）

メーカーオプション価格：769,450 円（税込）（スペアタイヤ、リアドアカーテン・電動バックウィンドウカーテン、本草仕様）

付属品価格：432,850 円（税込）（E T Cセットアップ、フロアマット、サイドバイザー、ナンバーフレーム、ドライブレコーダー）

諸費用：107,610円

下取車価格（一）：307,440円

予定価格：20,945,350円

入札価格：20,900,000円

b 下取車両の概要について

①トヨタセンチュリー（登録番号：山口 330 ら 1500）

登録年月：平成 19 年 7 月

走行距離：328,442km（令和 2 年 3 月 31 日時点）

②トヨタセンチュリー（登録番号：山口 300 ん 5768）

登録年月：平成 14 年 7 月

走行距離：78,680km（令和 2 年 3 月 31 日時点）

c 購入車両の使用状況について

庁用自動車使用伺簿・運転日誌により、下記のとおり使用実績を確認した。
なお、用務は全て議会用務及び議長用務であった。

納車日：令和 2 年 8 月 2 日

使用日数：76 日（令和 2 年 12 月 17 日時点）

走行距離：13,830km（令和 2 年 12 月 17 日時点）

(イ) 県の主張

a 購入に至った経緯について

令和元年 9 月に、総務部から会計管理局物品管理課へ、議会事務局が管理している副議長用公用車（3 の（4）ア（ア）b①）が翌年度に更新時期を迎えるのに併せ、行財政構造改革の観点などから県全体での一体的な運用方法や管理の在り方についての検討依頼があった。これを受けて、物品管理課及び会計管理局内で検討を重ね、3 台ある来賓対応可能な公用車を同課で一元管理することで運用の効率化を図るとともに、車両の更新に併せて台数を 3 台から 2 台に削減し、将来の維持管理経費や車両更新に要する経費の節減を図る案を策定し、同年 10 月にその旨を議会事務局にも伝えた。その後、同年 11 月に更新車両については現使用車両と同車種のセンチュリーとすることを会計管理局内で決定し、必要額を予算要求した。

b 貴賓車の位置付け及び一元管理について

平成 21 年にマツダのMPVを知事用公用車とした際に、それまで知事用公用車として使用していたセンチュリーを来賓対応用の貴賓車として位置付けることとなり、山口国体・障害者スポーツ大会(平成 23 年開催)、世界スカウトジャンボリー(平成 27 年開催)及び山口ゆめ花博(平成 30 年開催)において、皇室対応の車両として使用したほか、ベトナムビンズン省の書記長来県(令和元年)において、送迎車両として使用してきた。皇室対応の際には、議長用公用車及び副議長用公用車として使用していた 2 台のセンチュリーについても予備車両等として使用した。

このように、令和元年度までは、県(物品管理課)が管理する貴賓車(旧知事用公用車)と議会事務局が管理する議長用公用車、副議長用公用車、計 3 台のセンチュリーを皇室等来賓対応用の車両として使用していたが、より効率的な運用を図るため、県(物品管理課)側で一元管理することとし、令和 2 年度から貴賓車として同課の所管とした。

皇室や外国からの要人等の御来県に備えて、貴賓車の保有は必要であると考えている。

c 貴賓車としての運用の見込みについて

貴賓車としては、皇室の来県対応以外に、国際交流事業や観光振興事業などに関連した外国の要人への対応等、庁内他課からの利用要請による稼働率の向上を見込んでいる。現に、先方の事情で延期となったが、令和 2 年 11 月 10 日の駐日アゼルバイジャン共和国特命全権大使来庁時に貴賓車の使用を予定していた。なお、具体的な貴賓車の使用については 2 週間前までに使用の申請手続を物品管理課に対して行うこととしている。

d 議会事務局への貸出しについて

貴賓車は皇室等来賓対応用の公用車であるが、従来から、センチュリー 2 台が議長用公用車及び副議長用公用車として使用されていたことから、そのための車両は必要となるため、来賓対応等での県の使用がない場合は議長用公用車及び副議長用公用車として議会事務局に貸し出している。なお、皇室や外国要人の来県など、来賓用務としての公用車の対応が生じた場合は、当該来賓対応が議長用公用車又は副議長用公用車としての使用よりも優先される。

e 車種をセンチュリーとした理由について

今回更新した車両は、皇室等の貴賓対応時にお召車等として使用するものであり、これまでセンチュリーを使用してきたおり、特段のトラブルやクレームもなく、長年にわたり安全に運用してきた実績と車両及び車格への信頼から同車種であるセンチュリーを選定した。

なお、貴賓車に限らず、公用車の更新の際の車種選定は、従前使用していた車種を基準として選定することを原則としており、今回の貴賓車の更新についても同様に従前の車格・車種を基準とした。このため、近年自動車の価格が上昇しており、同車種の車両を選定した際には、従前よりも購入価格が上昇することもあり得ると考えている。

なお、今回購入した車両の装備品については、従前の車両と同様のオプションや付属品を除き、全て標準装備であり、検討の余地はなかった。

f 貴賓車を2台とした理由について

行幸啓の際には車両トラブル等に備えるための予備車両として1台、お成りの際にはお一人の来県でお召車と予備車両として2台での対応が必要となる。

g いわゆる黒塗り車両の所有について

平成21年度以降、黒塗り車両の削減に努め、9台所有していたものを令和元年度までに5台に削減した。また、このたびの貴賓車の一元管理により、議会議務局が所有していたセンチュリーも物品管理課で所管した。

h 貴賓車購入に対する意見について

令和2年9月23日から11月15日までの間に、212件の意見が電話やメールで県に寄せられており、そのうち199件が否定的な意見であったが、これらを貴重な意見としてしっかりと受け止め、次回の更新時に活かしていきたい。

購入した車両を含め、2台の貴賓車をしっかりと運用し、有効活用を図りたいと考えている。

イ 予算措置について

(ア) 確認された事実

貴賓車の購入に係る予算計上の判断は、公用車に係る経費が内部的経費であることから、総務部において行われており、知事との個別の協議は行われていないことを確認した。

また、令和2年度一般会計予算の見積書において、貴賓車購入に係る予算21,100

千円は、款) 総務費 項) 総務管理費 目) 物品管理費 節) 備品購入費として措置されており、予算説明書には、目) 物品管理費〔(本年度) 57,204 千円 (前年度) 35,478 千円 (比較) 21,726 千円〕 節) 備品購入費 24,963 千円 説明) (物品管理課所管) 集中管理自動車運営費 46,902 千円 などが記載されていることを確認した。

なお、予算説明書にある目) 物品管理費の備品購入費 24,963 千円の内訳は、貴賓車(21,100 千円)の他に公用トラック車両 3,223 千円、その他の備品購入費 640 千円であった。

また、前年度の令和元年度の予算説明書に計上されている同備品購入費は3,872 千円であり、このことから、令和2年度の同費は前年度から 21,091 千円の増額であった。

(イ) 県の主張

a 車両更新の基準について

公用車購入に係る予算要求において、更新対象車両となるのは、11年以上経過かつ走行距離 12 万 km 超という基準があり、貴賓車についても同じ基準に基づいて更新している。

b 貴賓車購入のための予算の検討について

リースによる保有も検討したが、公用車は 11 年以上継続して使用することを前提としていることから、期間が最大 7 年のリース方式と比較すると、明らかに購入した方が経済的であることを確認した。

また、山口県内においては、センチュリーをレンタカーとして取り扱う事業者もなく、同様に、ハイヤー業者もないことを確認した。

c 経費削減について

今回の貴賓車の購入に伴い、センチュリーを 3 台から 2 台に削減したことで、車検等の整備代や法定費用、オイル・タイヤ等メンテナンス料などの維持管理費について、低減が図られたと考えている。

d その他

新型コロナウイルス対策に係る予算措置については、別途的確な対応がなされているものと承知している。

予算説明書の記載については、自治法及び関係省令にその様式が定められて

いる。

ウ 購入契約について

(ア) 確認された事実

a 契約締結について

物品調達等審査会（令和2年2月12日審査）、物品購入決議（令和2年3月11日決裁）、会計管理局競争入札等審査会（令和2年3月11日審査）、物品購入伺（令和2年3月12日決裁）、物品調達等入札執行伺（令和2年3月12日決裁）、入札執行（令和2年4月1日）、物品購入契約締結伺（令和2年4月1日決裁）、契約締結（令和2年4月1日契約締結）、契約締結状況（令和2年5月20日公表）により適切に処理されていることを確認した。

b 備品購入費支出について

物品検査調書（令和2年8月2日検査）、支出負担行為状況（令和2年4月7日支出負担行為登録）、支出状況（令和2年8月13日支出登録、同年8月20日支払）により適切に処理されていることを確認した。

(イ) 県の主張

a 入札時期について

センチュリーは、組立ラインではない受注による生産のため、納品まで概ね半年の期間を要し、また、更新対象車両が令和2年7月に車検満了を迎えることから、令和2年2月から入札準備に着手し、入札公告を同年3月16日、入札を同年4月1日に実施した。

更新対象車両は、購入から13年経過し、走行距離も32万kmを超えていること、また、入札当時、全庁的に予算執行を控えるような指示等もないことから、通常の予算執行として事務処理を進めたものである。

b 契約の執行について

更新対象車両が令和2年7月25日に車検満了となることから、期限までの更新車両の確実な購入を念頭に同年2月から入札準備を進め、同年4月1日に入札及び契約締結を実施するなど、事務の遅延がないよう努めた。

4 監査の結果

3の(2)「監査請求の趣旨」、3の(3)「監査の対象事項」及び3の(4)「監査の実施」を踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 貴賓車の必要性について

県では、平成 21 年以降、センチュリーを貴賓車として位置付け、皇室や外国の要人の御来県に当たり、センチュリーを使用してきた実績が認められ、行幸啓においては、予備車両として県が保有するセンチュリー 1 台が使用され、お成りにおいては、お一人の御来県でお召車及び予備車両として県が保有するセンチュリー 2 台が使用されており、また、こうした場合には、県（物品管理課）保有の貴賓車とともに、議会事務局が議長用公用車及び副議長用公用車として 2 台保有していたセンチュリーも同時に使用されてきたことが認められた。

一般的に、政策選択や事業実施上の判断については、県の裁量に委ねられており、皇室や外国からの要人等の御来県に備えて、それにふさわしい車両を貴賓車として保有するに至った県の判断が不合理であったとまでは言えず、不当とは認められない。

また、請求人は、もともと 1 台であった貴賓車が 2 台となり、その実態は議長用公用車及び副議長用公用車であると主張するが、前述したように、従来から貴賓車として位置付けられ、県（物品管理課）で保有していたセンチュリーに加え、議会事務局が保有していたセンチュリー（議長用公用車及び副議長用公用車）についても、同様の目的で同時に使用された実績がある。こうした中で、令和 2 年度からの公用車の運用の見直しにより、議会事務局が保有していたセンチュリーを集中管理自動車として県（物品管理課）が一元管理し、皇室等の御来県がない時に、議長用公用車及び副議長用公用車として議会事務局に貸し出し、公用車の効率的運用を図ったものであり、こうした県の判断には合理性があり、不当とは認められない。

(2) 貴賓車の購入について

今回更新対象車両とされたセンチュリーが、購入から既に 13 年経過し、走行距離も 32 万 8 千 km を超えるなど、頻繁な買い替えを抑制し、県の更新基準である「11 年以上経過かつ走行距離 12 万 km 超」を大幅に超過していることを踏まえると、車両の更新の必要性があったと認められる。

今回、当該車両の更新に当たって、会計管理局において、同車種を選定したことについては、他車種との比較検討が行われていないことなどを勘案すると、その判断に当たっては、より慎重な検討や対応が必要であったものとも考えられるが、長年にわたり安全に運用してきた実績並びに車両及びその車格への信頼に基づいて行われた県の判断が不合理であったとまでは言えず、不当とは認められない。

また、県は、センチュリーの購入に当たって、3 台保有していたセンチュリーを 2

台に削減し、将来の維持管理経費や車両更新に要する経費の節減を図るとともに、集中管理自動車として一元管理する中で、貴賓車として使用しない期間は、議長用公用車及び副議長用公用車として有効活用を図るなど、行政経費の節減合理化に努めていることも認められ、この点においても、県の判断には合理性があり、不当とは認められない。

さらに、県は、センチュリーの購入に代わる、リースやレンタカー、ハイヤーの活用についても検討しているが、購入よりも高額となったり、本県内での取扱いがなかったりなど、いずれも代替手段として適当ではないことが明らかにされており、この点においても、購入を選択した県の判断には合理性があり、不当とは認められない。

(3) 貴賓車の購入に係る予算の説明について

予算説明書の様式は、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 15 条の 2 に定められており、当該様式の備考において、「説明欄には、予算を計上した目の内訳その他参考となる事項を記載することができること。」とされている。説明欄の内容をどの程度記載するかについては、県の裁量の範囲と考えられ、県の予算説明書は、法令に沿って作成されたものであり、不当とは認められない。

なお、「県民の誰もが見ても分かる予算書・予算説明書に改善し、県議会で議論できるようにすべきである。」との主張については、予算執行以前の予算編成事務や議会での審議等に係る事項であることから、住民監査請求の対象とはならない。

(4) 知事の内部統制について

県が予算計上する事業や経費は広範囲かつ多岐にわたることから、予算編成では、知事が示した予算編成方針に基づき、各所属において所要額を見積もり、さらに各部署において総額の抑制を念頭に予算見積の調整をしたものに対し、知事はこれを統括的に査定しているものと考えられる。

また、今回のセンチュリー購入に係る財務会計上の手続については、山口県会計規則（昭和 39 年山口県規則第 54 号）等関係法令を遵守して適正に執行されており、違法・不当な点は認められなかった。

したがって、貴賓車の購入に関して、知事が内部統制を欠いているとは認められない。

以上のことから、山口県に生じた損害の賠償を求めるとする請求人の主張には理由がない。

よって、本件監査請求については棄却する。

5 監査委員の意見

本県の近時の財政状況を見ると、財源不足が続き、財政の硬直化も引き続き認められ、直近においても、新型コロナウイルス対策としての感染症対策や県経済の下支え等により、歳出予算が大幅に増加するとともに、今後も県税収入等の減少が見込まれるなど極めて厳しい状況にある。

こうした状況において、監査委員としては、従来から、監査業務を通じて、執行部に対し、経済的、効率的かつ効果的な予算や事務事業の執行を求めているところであり、県においては、今回購入した車両についても、このような観点を念頭に、その運用等に努められるとともに、今後の備品購入その他の経費支出の節減合理化等については、これまで以上に、前例に捉われない不断の見直しに努め、予算や事務事業の適切な執行を図られたい。